

「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」の誤植訂正について

2022年4月22日
公益社団法人日本監査役協会

「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」（2015年11月10日公表）の一部に誤植が発見されましたので、下記のとおり訂正するとともに、対象ファイルを差し替えさせていただきました。ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんが、お詫びして訂正申し上げます。

監査報告書の文例 一「監査の方法及びその内容」【文例1-1】（注1）

正	誤
<p>・・・ただ、内部統制に関する監査役としての監査の方法については、既に現行のひな型においても「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）<u>について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。</u>」との言及がなされている。・・・</p>	<p>・・・ただ、内部統制に関する監査役としての監査の方法については、既に現行のひな型においても「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）<u>の状況を監視及び検証いたしました。</u>」との言及がなされている。・・・</p>

※注記内における引用記載の訂正であり、文例（ひな型本文の記載）における訂正ではございません。

以上